

平成29年度 第2回 橿原市男女共同参画審議会会議録

日 時 2017（平成29）年10月31日（火） 午前10時～12時

場 所 橿原市役所 本庁4階 委員会室

出席者 朝岡直美委員、石井誠一委員、奥田英人委員、桐山吉子委員、
葛本鈴子委員、榎村久子委員、榎谷佐千代委員、森嶋良一委員、
岡崎副市長、吉本教育長、橿原市男女共同参画推進委員会委員並びに事務局担当職員
オブザーバー（株）オフィス・オルタナティブ

欠席者 蘆村修委員、島本郁子委員、東谷和江委員、宮崎修委員

傍聴者 なし

議 題 1. 「橿原市男女共同参画行動計画（第3次）」の素案について
2. その他

資 料 (1) 平成29年度 第2回 橿原市男女共同参画審議会 次第
(2) 平成29年度 橿原市男女共同参画審議会 委員名簿
(3) 橿原市男女共同参画行動計画（第3次）素案
(4) 第3次行動計画の体系表

午前10時00分開会

＝開会＝

(事務局)

定刻になりましたので、第2回 橿原市男女共同参画審議会を始めます。

最初に、副市長よりご挨拶を申し上げます。

(副市長)

(挨拶)

(事務局)

(委員の紹介)

(資料の確認)

(会議の成立の報告)

ただ今より、平成29年度 第2回 橿原市男女共同参画審議会を開催いたします。

(審議会及び会議録公開の件) (異議なし)

これより、議事の進行を榎村会長にお願いします。

=議題 1 =

(会長)

議事次第にしたがって、「橿原市男女共同参画行動計画（第3次）」の素案について、審議をしてみたいです。

まず、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

「橿原市男女共同参画行動計画（第3次）」の素案について説明。

(会長)

素案について、忌憚のないご意見、ご質問をお願いします。

体系表の具体的施策の重点施策を全部ご説明いただいたわけではありませんね。もう一度、新たな重点施策と変更したところを説明していただけますか。

(事務局)

新たな重点施策としましては、基本目標Ⅱ「男女共同参画の推進による豊かな社会づくり」、施策の方向「(3) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進」の、具体的施策「(3)-2 市役所における政策・方針決定過程への積極的登用」、そして、同じく基本目標Ⅱの、施策の方向「(4) まちづくりにおける男女共同参画の推進」の、具体的施策「(4)-4 女性のチャレンジ支援」を、今回新たに追加させていただきました。

また、変更点としましては、現行計画の第2次改訂版では、基本目標Ⅲ「男女がともにいきいきと働ける環境づくりと女性の活躍促進」、施策の方向「(5) 女性や若者の就業支援」の、具体的施策「(5)-3 若者の自立支援」を、重点施策として位置づけておりましたが、第3次計画では女性活躍推進計画の部分でもある、具体的施策「(5)-1 女性の職業能力の開発と就業のための支援」に、重点施策を変更させていただきました。

(会長)

「若者の自立支援」から「女性の職業能力の開発と就業のための支援」に変更したわけですね。「(6)-2 ワーク・ライフ・バランスの推進」と、基本目標Ⅳの「(8)-1 暴力を許さない意識を醸成するための広報・啓発の充実」は前回と同じですね。

(事務局)

はい。前回と同じ重点施策の位置づけとなっております。

(会長)

基本目標Ⅳの「(9)-2 ひとり親家庭への支援」は、新しい重点施策ですね。

(事務局)

はい。新しく重点施策として位置づけさせていただきました。

(会長)

新しく位置づけました、重点施策と変更点について、再度ご説明いただきました。今の説明も含め、文言や抜け落ちがないとか、全般的にご意見ををお願いします。

25 頁の基本目標Ⅱ「男女共同参画の推進による豊かな社会づくり」と 33 頁の基本目標Ⅲ「男女がともにいきいきと働ける環境づくりと女性の活躍促進」に【女性活躍推進計画】とありますが、この2つの基本目標全体が女性活躍推進計画にあたっているのですか。

(事務局)

はい。橿原市においては、基本目標Ⅱと基本目標Ⅲに係る全般を、本市の女性活躍推進計画とさせていただきます。

(会長)

女性活躍推進計画は市町村の計画ですから、基本目標全般とするのではなく、これとこれが女性活躍推進計画にあたりと書いたほうがわかりやすいのではないのでしょうか。市町村推進計画にあたる部分を別に書いたほうがよくないですか。

(事務局)

この冊子そのものが第3次行動計画の素案ですが、その中に、国の女性活躍推進法に基づく市町村の女性活躍推進計画を定めていきなさいということになっております。この行動計画の中の基本目標Ⅱ「男女共同参画の推進による豊かな社会づくり」の項目と、基本目標Ⅲ「男女がともにいきいきと働ける環境づくりと女性の活躍促進」の項目を、本市の女性活躍推進計画として位置づけて、方向づけを定めていきたいと考えております。

(会長)

それがわかればいいのですが…。それから、60頁からの「第2次橿原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画」は、どういう位置づけでしょうか。

(事務局)

この基本計画につきましても、第2次の改訂版で合本というかたちになっております。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画」は単独のものですが、第3次行動計画の中に合本というかたちで本市のDVに関する施策の実施に関する基本計画を閉じ込めた内容として、体裁を整えてまいりたいと考えております。

(会長)

基本目標Ⅳに、施策の方向「(8)DV等あらゆる暴力を許さない環境づくり」があり、具体的施策として「(8)-1 暴力を許さない意識を醸成するための広報・啓発の充実」があります。これが60頁からの「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画」にあたるのですか。自治体によっていろんなかたちをとっているところがありますが、46頁から施策の方向「(8)DV等あらゆる暴力を許さない環境づくり」は、60頁以降に基本計画を置いたまま入れたということですか。合本にするとわかりにくのですが、皆さんにわかるようにご説明をお願いします。

(事務局)

基本目標Ⅳの「(8)DV等あらゆる暴力を許さない環境づくり」につきましては、暴力全般に関わる施策を挙げさせていただいておりますが、60頁以降につきましては、「配偶者等からの暴力」に関わる施策を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画」として、入れているかたちとなっております。

(会長)

60頁以降の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画」の中身を、46頁からの「(8)DV等あらゆる暴力を許さない環境づくり」の中にも重複して入れているということですか。46頁からの施策の方向「(8)DV等あらゆる暴力を許さない環境づくり」に書いていないことを、60頁以降に書いているということですか。

その辺がわかりにくかったのでお聞きしました。皆さんのほうからもご意見、ご質問をお願いします。

(委員)

私自身、事務局の説明を聞いていて必死で付いていっているという状況だったので、今の会長と事務局のやり取りを聞いて、私の受け取り方でいいかどうかをおたずねさせていただきます。

基本目標のⅣのDVと60頁以降の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画」の違いや同じところを確認されていたと思いますが、第3次行動計画の体系は暴力全般において書いてあるもので、60頁以降はその暴力の中でも配偶者からの暴力、それから被害者の保護という観点で特化して作ってあるということですか。

(事務局)

委員よりお話いただきましたとおりとなっております。

(委員)

そうであれば、基本目標のⅡとⅢが女性活躍推進計画にあたるという説明だったと思いますが、DVのほうを特化するのであれば、女性活躍推進計画も体系の中の基本目標ⅡとⅢが檜原市の女性活躍推進計画として特に取り上げるんだということを、会長も言われたように、もう少しわかるような表記にしてはどうかと思います。

(会長)

事務局から何か説明があればお願いします。

(オブザーバー)

施策と計画の内容はとても密接に関わっていますので、そういう意味では、女性活躍推進計画に値するほどのものが市町村の中では取りにくいことから、単独で女性活躍推進計画を市町村レベルで作っている自治体はあまりありません。そういう理由で今回ここに入れてあります。もう一つは、先ほどご説明がありましたように、職業生活のみではなくて、もう少し広い範囲で地域活動なども女性の活躍ということで入れ込みたいということだったので、そうするとますます計画本編の中に入れるほうがかたちとしてはいいのかなと考えました。

(会長)

DVの基本計画と女性活躍推進の市町村計画を一緒に織り込んでいる自治体は多いです。ただ、ここでは、DVの基本計画だけ別出しで、女性活躍推進計画は中にあります。女性活躍推進でいえば、地域は入らないんです。基本目標ⅡとⅢに置いたらいいとは思いますが、どこが女性活躍推進計画にあたるかを明示したほうがいいと思います。わかりやすく説明していただけますか。

(事務局)

全体で審議していただいているのは、第3次行動計画ですが、その中に新たに施行された女性活躍推進法の関係、あるいはDV防止に関わることは先の部分でもあったわけですが、それを一つに閉じ込めている部分があって非常にわかりづらいということでございます。ただ、会長ご指摘の部分ですが、10頁をご覧くださいませ。「3 計画の位置づけ」の5.に、この計画の一部に女性活躍推進法に基づく市町村が策定すべく女性活躍推進計画を盛り込みますという記述をしております。先ほど、会長から、体系表の中のどれにあたるのかをはっきりとわかるようにというご指摘もあったわけですが、体系表の基本目標Ⅱの具体的施策「(4)-4 女性のチャレンジ支援」が、女性活躍推進計画に関わる一つの核になる部分です。それから、基本目標Ⅲの具体的施策「(5)-1 女性の職業能力の開発と就業のための支援」と「(6)-2 ワーク・ライフ・バランスの推進」、この3つの重点施策が女性活躍推進計画の中の確たる核になる項目ということで捉えて、行動計画の中に女性活躍推進計画を閉じ込めているという理解をしていただければ有難いと考えております。一つのもとにいろんな要素をまとめこんでいるわけですが、

それでよろしいでしょうか。

(会長)

10 頁の記述は私も読んでいます。ただ、今の3つの重点施策が市町村推進計画にあたるということですが、基本目標のところに【女性活躍推進計画】と書いてあり、全般ではまちづくりの部分や若者の自立支援などいろいろありますので、どことどこが女性活躍推進計画にあたるのかをはっきりと書いたほうがわかりやすいのではないかと思います。

(事務局)

それでは、10 頁の「3 計画の位置づけ」の5. がさらっとした書き方でわかりづらい部分があるかと思しますので、この部分について、第3次の行動計画の中で女性活躍推進計画を市としてこんなふうと考えてうたいこんでいるという記述を、更に肉厚に表現を加えていきたいと思ひます。

(会長)

知っている者が読むと、10 頁の「3 計画の位置づけ」の4. と5. の書き方が少し誤解を生むのではないかと思いますので、精査して書かれたらいいかと思います。ただ、この辺りは自治体によってあやふやになっているところはいっぱいあるんですね。

(事務局)

ありがとうございます。「3 計画の位置づけ」の4. の配偶者からの暴力の関係のもの、5. の女性活躍推進計画のもの、この部分についてよりわかりやすく記述を改めさせていただきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思ひます。

(会長)

そうですね。4. と5. の文章を少し精査されたほうがはっきりするのではないかと思います。枠組みが気になったので述べさせていただきました。私もさらっと読んだ時はいいかなと思ひたのですが、このように細かいところについてもご意見をお願いします。

(委員)

この計画の第3次は10年間となっていますが、第2次は5年間だったのでしょうか。

(事務局)

第2次の計画についても、10年計画で、5年後に見直しというかたちで、改訂版として、策定させていただきました。

(委員)

10年計画なんだけれども、目標値としては5年後の数値を出すということですか。毎年実績を積んで報告し、5年後に見直して、この数字ではまずいということで10年後の数値を置き換えるというのが通常の計画かなと思ひていましたので、疑問に思ひました。

二つ目は、100%に近づけるといふ目標値は非常にわかりにくいと思ひます。95%以上とか数字をしつかり書かないと、80%でも、100%に近づけるだし、99%でも同じです。目標値といふのは、どこもそうですが、こういう曖昧な言葉といふのはいかがなものかと思ひます。

三つ目は、基本的に男女共同参画基本計画は当初政府が出発した考え方とはずいぶん世の中は変わっています。最初は女性を何とか表面化していくということでしたが、今は人口減少の時代で、男も女も関係ないという体系になっていると思ひます。したがって、男女共同参画基本計画は今の社会情勢を見れば、人口減少の一つの大きな取組であり、その中で、暴力であったり、女性であったり、今の話があることになるのかなと思ひます。いわゆる、建物の建てつけでいえば、基本的にこれは基本計画に値するものであり、女性活躍やDVは実施計画で、そこから実際の事業が詳細設計にあたるという、こ

のような建てつけがわかりやすいのではないかと感じております。その辺の体系をしっかりとやっていただいたら、今皆さん方が指摘されていることがもう少し見えるのかなと思います。

(会長)

今の具体的なご意見について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

目標値で掲げている「100%に近づけます」といった曖昧な表現については、国の目標値等に合わせて「100%」といった数字を挙げさせていただきます。

また、目標値の設定につきましては、本計画は10年計画ですので10年後を目途とした設定をすればよかったです。10年先といいますと、なかなか設定がしづらかったということもあり、5年後の数値目標を入れさせていただきました。

(委員)

あくまでも意見ですが、10年計画ということになると、市のビジョンとなります。5年後は基本的には施策です。ビジョンをどう選ぶかをしっかりと庁内で検討していただきたいと思います。

(会長)

企業でいうと、5年というのは中期計画ぐらいですが、5年だったら数字がかなり近いものでないといけないし、それに近づけるとするのは非常にわかりやすいですね。10年だとビジョンになるので、5年後に達成できてしまうものもあって、作り変えることとなりますが、逆にいえば、5年の数値を作られたということは、実現可能性についていろいろと精査して書いているのかなという気がします。ただ、「100%に近づけます」という表現は、やはり曖昧ですし、既に90%や88%のものもありますので、100%としたほうが良いと思います。他にご意見はいかがでしょうか。

(委員)

56頁、57頁の指標について、目標値は5年後の平成34年度と書いてありますが、計画策定時は平成28年度の数値を書いているのでしょうか。

(事務局)

現段階では、数値が確定している平成28年度の数値を書いておりますが、計画策定時には、来年1月もしくは2月の計画書の製本段階において、平成29年度の数値として最終確定する数値を入れる予定をしております。

(委員)

わかりました。それから、基本目標Ⅲ「男女がともにいきいきと働ける環境づくりと女性の活躍促進」の一番上の項目「市男性職員の育児休業取得率」は、現在17.6%ですが、目標値は11.0%と下がっています。これは何か意味があるのでしょうか。

(人事課)

男性職員の育児休業取得者は、年度でかなり変動しており、平成27年度に策定しました特定事業主行動計画の計画目標が5%以上を目標とすることになっております。平成28年度時点での取得率は、17人中3人で17.6%となっておりますが、0人の年もあり、5%以上という目標を10%を超える11%という目標にさせていただいたということで、逆転しているような数字になっております。

(委員)

8頁にも平成24年度と平成28年度の数値が記載されていて、平成24年度が4.0%、平成28年度が17.6%となっております。目標値を11%としているのは何か計算する数字があるのでしょうか。

(人事課)

8頁の平成29年度の目標値5%は、具体的には「5%以上を目指す」ということです。今回、その倍増ということであげたのですが、それであれば「10%以上」という数字になりますので、具体的な数字をあげるという意味で「11%」という中途半端な数字となっております。

(会長)

年齢で考えたとか、その辺がないと数字が下がるというのはいかがなものでしょうか。11%というのはちょっと違和感があるかなと思います。

先ほど石井委員からのお話にありましたように、非常に大きな社会の変動要因は、少子高齢、人口減少であり、そういう大きな社会情勢の変化の中で、男女が共に働いて、社会を支え、活動を支えていくのが大きな方向となってきておりますが、そうなっているにもかかわらず、意識と実働がなかなか進まない、伴わないというのは大きな問題です。人手が足りないという状況も起きています。なぜそうなのか、どうすればいいのかというのが、この第3次の計画だと思います。

今までとだいぶ違っていると思っています。数字を見れば非常によくわかります。地域でご活躍の委員さんにいろいろとご意見を承りと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

4つの基本目標を掲げて、各々に施策の方向を示して、更に具体的施策を設け、その中で重点施策を決めて取り組むということで、体系表と素案が対応するかたちになっていてわかりやすいと思います。ただ、先ほどの話に戻りますが、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画」と「女性活躍推進計画」の別個の2つの計画があつて、10頁の計画の位置づけによれば、その計画というのはこの計画の一部であると書かれていますが、この体系のどこのために2つの計画があるのかといったところがわかりづらいと思います。会長がご指摘されていたのも、この体系に則って進めていくのであれば、どの具体的施策のためにこの計画があるのかというところを落とし込んでいくことが必要だということだと思います。

こういう計画の性質上、具体的施策といえども、一般的・抽象的な表現になってしまうと思いますが、もう少し具体的に何に取り組むのかというところが、もう少しわかってもいいのかなと思います。たとえば、「(3)-2 市役所における政策・方針決定過程への女性の積極的登用」を今回新たに重点施策にするということですが、それに関しては、28頁に書かれています。ここの事業内容として「女性の管理監督職への昇格試験受験割合を向上するように努めます。」「女性職員の職域・職務拡大や管理監督職への登用について、理解が進むよう職員の意識の醸成を図ります。」といったことが書かれています。具体的にどのようにして受験割合を向上させていくのか、職員の意識の醸成を図るのか、目標の数値も定められていますので、その数値に5年後にするために具体的にどのようにするのか、といったところは考えてはいると思いますが、把握しづらいところがあります。この計画を見て、事業内容として書かれていることの具体的な内容が、5年後この数値にするためにこういうことに取り組んでいくんだなとイメージできるといいのではないかと思います。

(人事課)

具体的な取組の内容をどうするかということについては、「橿原市女性職員活躍推進アクションプラン」という計画を庁内で策定しており、その中に、具体的な事例をあげております。たとえば、男女を問わず、キャリア形成の促進をするためのマネジメント力、管理監督者に求められる能力の育成に取り組んでいくということで、キャリア形成支援のための研修実施や啓発、また、昇格意欲の向上の取組として、人事評価における面接時や普段の仕事の中での助言を行う体制の構築など、男女共同参画行動計画の中

には具体的な内容は書いておりませんが、別計画の中で位置づけをしているというかたちになっております。

(事務局)

前段でご指摘のあった計画の位置づけについては、これはあくまでも行動計画ですので一番基になる部分ということをお考えいただきたいと思います。具体的な事業内容については、今ご説明のあった女性管理職への昇格試験受験割合の部分についても、毎年度実施計画報告書の中で説明を行い報告を加えていくというかたちで進めております。また、先ほどご説明させていただいたように、10頁の計画の位置づけの4.と5.について更に精査を加えてわかりやすいかたちで取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

(会長)

今の説明でよろしいですか。

(委員)

わかりました。

(会長)

今のご意見は57頁の「市職員の管理職に占める女性の割合」を21.9%から27.0%にするという目標を達成するために具体的にどのような事業をやっていただくかということになります。

樫原市は管理職試験があるんですね。課長以上ですか。

(人事課)

課長級の試験、補佐級の試験、統括調整員の試験、係長試験の4つの試験があります。他の自治体ではこれほど多くの試験は実施しておりませんが、本市では4階層で行っております。

(会長)

いくつかの自治体でそういうふうにはやっておられますが、上に行くほど女性の割合が少なくなっているように思いますので、そういうところから進めていただきたいと思います。

今日は素案の段階ですので、いろいろご意見を承っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

(P4のオブザーバーの発言「単独で女性活躍推進計画を市町村レベルで作っている自治体はあまりありません。」を受けて。)

女性活躍推進計画を市町村レベルで作っているところは少ないというお話でしたが、他の市町村でやっていないからこそ、他の市町村の範になるようなかたちで樫原市をモデルとしてしっかりとやっていただきたいと思います。他の市町村の真似をすることはないと思います。

(会長)

私はいろいろな自治体に関わっていますが、樫原市は職員の方が入って「樫原市女性職員活躍推進アクションプラン」を作られたり、具体的にどう進めようかということでPDCAも回しながら、非常によくやっておられると思います。

(委員)

56頁、57頁の数値目標について、たとえば、基本目標Ⅱの「(3)-2 市役所における政策・方針決定過程への女性の積極的登用」は、従来からの「市職員の管理職に占める女性の割合」だと思いますが、新しく重点施策として設けた「(4)-4 女性のチャレンジ支援」、基本目標Ⅳの「(9)-2 ひとり親家庭への支援」の数値目標はどこで確認するのでしょうか。数値目標が設定しやすいものと見えにくいものがあるのは承知しておりますが、新規で重点施策としてあげたのでおたずねしました。

(事務局)

女性活躍推進計画の中では特に就業している女性の環境整備やインセンティブの部分などを整えていくというのが主になっておりますが、すべての女性が生き生きと活躍するというのがこの法律の本旨であると考えています。そのような中で、たとえば、働いていなくても地域でいろんな活動をしているとか、あるいは公益活動を主になってやっているとか、そういった方々についての支援も行政としてやってまいりたいというかたちで、「(4)-4 女性のチャレンジ支援」をあげております。それを検証する指標としましては、基本目標Ⅱで具体的に申し上げますが、地域コミュニティの中で女性の方々が非常に活動されているというのが実態ですので、一つの見られる項目として「自治会の委員に占める女性委員の割合」をあげております。自治委員としての位置づけもそうですが、自治会連合会の中の女性の理事の数も一つの指標ですし、公益活動をしている団体の長は女性の方も多いので、そういったものも捉えていくことができるのではないかと考えております。

ただ、「(9)-2 ひとり親家庭への支援」については、格差であるとか、女性を中心としたひとり親家庭の困窮度合というのは、意識調査の中でも表れております。そういう状況の中、この行動計画でも新しく重点施策として取り組んだわけですが、これについては数値を設定して、たとえば相談件数がこれだけ多いからいいというのではなく、アウトリーチ的に何か支援できるようなことを行政としても考えていかないといけないのかなということも含め、具体的な事業内容としては、法律相談や情報提供の充実等を考えております。

(会長)

重点施策としてあげているのは、これが今回の行動計画の中で非常に重要だということだと思いますので、少なくとも指標項目にあげておかないと、何のための重点施策かわかりません。数値目標をどう設定するかについては、いろんな他の相談も同様ですが、相談件数が多いからいいというわけにはいかないと思います。今の事務局の説明では、弁護士相談を積極的に行うというような話でしたので、54頁の「ひとり親家庭への支援」だったら、養育費の確保の数字でやるのか、相談件数でやるのか、どんな指標でもいいので考えていただきたいと思います。

「(4)-4 女性のチャレンジ支援」については、先ほど女性活躍推進計画とおっしゃったのですが、今の意味合いだったらちょっと違うと思います。女性活躍は職場ばかりではないですし、従来から地域の中で女性がたくさん活躍されています。それを更に進めるというのも、チャレンジ支援に含まれますが、やはりコミュニティビジネスやソーシャルビジネスといった、地域活動の中から起業につながっていくという意味でチャレンジ支援を使っていることが多いわけです。ですから、自治会の活動に女性委員を増やすというのは、チャレンジ支援というより政策決定の場への参画促進なので意味合いが違うと思います。そういう意味では、32頁に「働きたい」「起業したい」「何かを始めてみたい」という記述がありますが、主な事業の29、30、31は違うような気がします。今はインターネット上でどんどん自分が作ったものを売るとか、今までと全く違う起業のかたちでビジネスになっています。たとえば、子どもをちょっと見ているという地域のボランティアから、幼児教育であるとか、幼児のケアのビジネスにされる場合もありますし、違ったかたちで新しい女性の仕事が出てくるという場合もあります。積極的に何かチャレンジするというようなものを入れるとか、もう少し幅広く考えていただければどうでしょうか。

(事務局)

今会長におっしゃっていただきましたような、地域活動から端を発してコミュニティビジネスという流れで活動している方々であるとか、子育て中の方が実体験を通じていろんなビジネスを起こされているというような事案が増えているという認識はしております。人権政策課の講座についても、子育て中

のお母さんを対象とした起業のための講座であるとか、公益活動からNPO法人を立ち上げてコミュニティビジネスに転化するというような事案もあります。ただ、女性のチャレンジ支援の部分につきまして、拡大解釈になるかもわかりませんが、「全ての女性が生き生きと」というような事柄が本旨としてうたわれておりますので、ビジネスに直結しない部分でも、地域で活動をされている方々の支援といった内容も含めて、32頁の「31 女性リーダーのネットワーク支援」についても行政として携わっていきたい、支援していききたいという思いがあります。そういう意味で、女性のチャレンジ支援の一つの項目として、「自治会の委員に占める女性委員の割合」を一つの指標として捉えることもできるのではないかと認識しております。

(会長)

今のお話ですと、「(4)-4 女性のチャレンジ支援」は女性活躍推進計画にはあたらないと思います。重点施策の「(5)-1 女性の職業能力の開発と就業のための支援」(35頁)の主な事業として「34 多様な就業意向に応じた支援の充実」があつて、産業振興課がいろいろとされていると思いますが、事業内容に「女性、若者、シニア起業家支援融資等の情報提供を充実します。」と書いてありますので、ここで重点施策として数値目標をあげることができるのではないかと思います。「(4)-4 女性のチャレンジ支援」と重複するかもしれませんが、「(5)-1 女性の職業能力の開発と就業のための支援」は新規の項目ですし、もう少し内容を書き込んだらいいかもしれないですね。「(5)-3 若者の自立支援」から「(5)-1 女性の職業能力の開発と就業のための支援」に変わったということですので、なおさら重点施策のところを書き込んで、取りやすい指標でいいので何か指標を入れたらいいと思います。他にご意見はいかがでしょうか。

(委員)

35頁の「34 多様な就業意向に応じた支援の充実」に、「非正規の雇用環境の向上及びキャリアアップができるようしくみづくりについての事業所への働きかけを行います。」と書いてありますが、産業振興課からどのような事業所への働きかけが行われているのでしょうか。

(産業振興課)

市内の事業所全体に対してはなかなか難しいですが、各事業所への働きかけは啓発等になるかと思えます。また、橿原市の市内事業所41社で立ち上げている企業内人権教育推進協議会の中で、研修会等を通して、女性の登用であるとか、企業内における人権的な職業差別等について取り組んでおります。あとは、県からの情報提供等の周知をしているという状況です。

(委員)

企業内人権教育推進協議会は41社ということですが、橿原市にはもっと多くの事業所があると思えます。41社ではちょっと少ないような気がします。

(会長)

橿原市の事業所のことはわからないので、専門的な立場からお願いできますか。

(委員)

市内事業所は大小入れて4,000~5,000社あると思えます。商工会議所の会員は約1,500人で、毎月会報を発行したり、会員事業向けですが、各種セミナーへの参加を呼び掛けて来ていただいております。全てに対してというのはなかなかできませんので、そういったかたちで情報を広げていき、市からいろいろな情報をいただきながら進めています。その中からいろいろな事案をいただいて、また市のほうにお返しするという構造を作っているという状況です。

(会長)

ありがとうございました。今、人手も足りない、いろんな働き手がほしいという現実があります。ところが応募される方はそんなに増加していないのでしょうか。橿原市ではどうですか。

(委員)

全国的には商工会議所の会員数は減っていますが、橿原市ではずっと増えているという状況で、事業所としては活気づいているのかなと思っています。

(会長)

橿原市は大阪へ通勤する方もいるし、市内にもたくさん事業所があるわけですが、女性自身の意識や条件などをどういうふうにしていけばうまく合うのか。お題目だけではなくて、具体的なことをしないと経済的なところは動いていきません。女性自身の意識も大きな壁になっているのではないかと思います。奈良県内だけではなく、関西一円が首都圏と比べて厳しい状態になっています。女性の働く割合も低いので、その辺の大きなところでの動きも必要です。市レベルで具体的にどうしていくかということもありますし、女性自身もどうしていくかとか、いっぱい要素があって、今ギャップが非常に大きくなっているのかなあとと思います。

「33 女性の再就職・転職支援」(35 頁)として「子育て女性就職相談窓口やマザーズコーナー(ハローワーク大和高田内)の周知をするとともに、合同企業説明会の開催や再就職・転職支援講座の開催等を行います。」とありますが、ハローワークは大和高田にあるのでしょうか。

(事務局)

橿原市管轄のハローワークとしては、大和高田市にございます。

(会長)

他にご意見はいかがでしょうか。無ければ、56 頁、57 頁の各指標について、担当課の方からご説明いただきたいと思います。

基本目標Ⅰは人権政策課ですね。「男女共同参画広場で開催する講座回数並びに参加人数」は、計画策定時の 51 回から目標値は 40 回に下がっていますが、どういうことでしょうか。

(事務局)

第 3 次の総合計画の目標値に合わせさせていただいたのですが、再度検討させていただきます。

(会長)

総合計画に合わせたというのはわかりますが、減っているのは気になります。

基本目標Ⅱの「女性のいない審議会等の割合」は、人権政策課として、先ほど事務局から説明がありましたね。「市職員の管理職に占める女性の割合」の【教職員を除く】については、どうですか。

(人事課)

市職員の中には幼稚園の教職員の方がいます。幼稚園の先生は女性の方が主ですので、そこを切り分けて 2 つの目標値をあげております。全体では、平成 28 年度が 21.9%で、本来は 30%を目標に掲げていたのですが、実現可能かどうかを考えて、今の管理職の下の職員である統括調整員係長級の女性職員の数から、5 年後の平成 34 年度に全員が管理職になれば目標値を達成できるという数字をあげました。

(会長)

「校長・教頭職への女性の占める割合」は「継続的に増加」と書いてありますが、説明をお願いします。

(学校教育課)

公立の小中学校におきましては、県費負担教職員の任命権は県教育委員会にあります。異動自体も県内全体にわたりますので、具体的な数値ではなく、「継続的に増加」とさせていただいております。実際

には女性割合は年々増えていっております。市教委といたしましても、校長会、教頭会等でも働きかけていますので、続けていきたいと思っております。

(会長)

県の行動計画では、校長、教頭職に占める女性割合は何%ですか。

(学校教育課)

現在把握できておりません。

(会長)

その方が必ずしも樫原市に着任していただけるかどうかわかりませんが、県のほうで示しているのであれば、それをあてはめてもいいかと思えます。

(学校教育課)

わかりました。

(会長)

自治会というのはなかなか難しいと思いますが、「自治会の委員に占める女性委員の割合」はどこのご担当ですか。

(市民協働課)

自治会の委員と申しますのは、自治委員を指しております。市内の80世帯当たり1人の割合で自治委員を設置させていただいております。自治委員は行政と地域のパイプ役として活動していただく方々ということで、市長が委嘱をしております。自治会の活動は、地域のコミュニティの取組等自主的な活動であるために、市がその男性女性の割合を調整することは難しいですが、啓発もしておりますので、最近の傾向としては、女性の割合は少しずつ増えてきています。ここにあげている数値は、近年の自治委員に占める女性の割合を調べて、計画期間の5年間で1%ぐらい増えればよいというところで数字を丸く収めて、13.3%から15.0%というカタチで目標値を定めました。

(会長)

1%ぐらい伸びていくという予想ですね。

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という言葉の認知度は、どこのご担当ですか。

(事務局)

人権政策課です。先ほどご説明させていただきましたとおり、100%とさせていただきました。

(会長)

100%ということですが、女性51.2%、男性56.8%ですから、厳しいですね。ただ、男性のほうがよくご存じというのは面白いですね。職場でいろいろとお聞きになっているのかもしれませんが、今、働き方改革で、大きな会社だと6時になったらパソコンの電源が切れるらしいです。それぐらい強制的にやっているとみえますが、実際にはなかなか難しいと思えます。

基本目標Ⅲの「市男性職員の育児休業取得率」については、先ほど説明を聞きました。

「放課後児童健全育成事業の実施箇所数」はずいぶんと増えておりますが、ご説明をお願いします。

(子育て支援課)

放課後指導クラブにつきましては、全小学校区に設置をするということで、29箇所設置しております。その後は、お子さんの数もそれほど増えてはいないという現状もありますので、地域の実情も鑑みながら検討していく予定です。

(会長)

全校区と書いてありますが、学校自体は29校あるのですか。

(子育て支援課)

平成 28 年度で 24 箇所設置されています。全小学校区 16 校に設置していて、校区の子どもさんの利用割合に応じて、ある校区には 2 箇所、3 箇所というかたちになっています。

(会長)

なかなか手厚くやっておられますね。

(人事課)

「市男性職員の育児休業取得率」については、ご指摘にもありましたように、数値が下がるのは違和感がありますので、検討させていただきます。

(会長)

よろしくをお願いします。

「一時預かり事業の実施箇所数」「病児・病後児保育事業の実施箇所数」について、説明をお願いします。

(こども未来課)

一時預かり事業と病児・病後児保育事業を担当しております。

一時預かり事業は、5 箇所維持をしていくところとなっておりますが、利用人数等を見ながら充実に努めていきたいと思っております。

病児・病後児保育事業は、施設型で 1 箇所行ってもらっていますが、1 日当たりの利用定員は 4 名でしたが、平成 29 年度から 6 名に拡大し取り組んでいます。

(会長)

「ファミリーサポートセンター事業の実施数」について、説明をお願いします。

(子育て支援課)

ファミリーサポートセンター事業は、働いている親御さんや子育てを支援してほしいというご家族が登録をして、それを支援しますという方が登録をするという制度です。現状は記載してあるとおりですが、支援をしますという登録の方が少ない現状ではありますが、両方に登録されている方も含まれております。目標値はここ 4、5 年の実績を見ながら出している数字になっております。

(会長)

全体的にやってほしい側が増える一方で、サポート側が増えなくて困っている方がいる中で、よく頑張っておられると思います。ファミリーサポートセンター事業は、本当に困っているというより、就業時間が塾やお稽古事の送り迎えの時間に間に合わないのそこだけやってほしいとか、そういうご要望もあるらしく、そんなことまで聞いていたら増える一方ですので、どこの自治体も大変な事業になっているそうです。それから、支援される方が高齢化してきて次の方がいない傾向にもあるみたいですので、できるだけ循環で続けていただきたいと思っております。

基本目標Ⅳの「子宮頸がん検診の受診率」「乳がん検診の受診率」について、説明をお願いします。

(健康増進課)

「子宮頸がん検診の受診率」「乳がん検診の受診率」は健康増進計画の一環としまして、健康日本 21 第 2 次計画が国で定められております。その地方計画ということで、橿原市も「健康かしはら 21 (第 2 次) 計画」を策定しております。女性の積極的な健康管理というところの数値目標というかたちであげております。

(会長)

「子どもや若者に向けた性感染症や望まない妊娠の回避、喫煙防止、薬物依存等に関する啓発回数」

について、説明をお願いします。

(学校教育課)

助産院の人や盲導犬協会の人等、教職員以外にゲストティーチャーを招いて授業を行っています。今ここにある数値は、「命を尊重する命の始まりから誕生まで」「思春期の性について」の授業の回数です。

(会長)

目標値の「各小中学校 3回/年」というのは、小中学校全部で3回ということですか。

(学校教育課)

全小中学校、それぞれ3回を目標値としております。

(会長)

「女性に対する暴力をなくす運動」期間における啓発回数」「DVという言葉をよく知っている」「少しは中身を知っている」「言葉は聞いたことがある」人の割合」は、人権政策課ですね。

「DVという言葉をよく知っている」「少しは中身を知っている」「言葉は聞いたことがある」人の割合」は、女性 90.5%、男性 88.6%ですから、100%はすぐに近づけるのではないかと思います。

ありがとうございました。各課でこうした目標を掲げていただき、いろんな状況の中でこういう数値になっているということがだいぶわかりました。

時間も迫っておりますが、委員の皆様方からご意見はありませんか。

(委員)

いろいろご説明を聞いて今ようやくちょっとわかってきたのですが、基本目標Ⅱの「(4)-4 女性のチャレンジ支援」というタイトルは、中身を考えると、違う言葉のほうがインパクトがあるのではないかと感じていました。どういう言葉というのはわかりませんが、先ほど市の説明を聞きまして結果、余計にチャレンジではない言葉のほうが良いと思いました。

(会長)

整合性を考えてみるとなかなか難しい問題です。市民の方々がこの計画をご覧になってわかりやすいかたちに入れるようにしていきたいと思います。

今日は欠席の委員の方が4名おられますが、何か聞いておられることはありますか。無いようですので、今日ご欠席の方々にもお聞きいただいて、それも含めて審議会の議論の意見にしたいと思います。

本日はたくさんご意見が出ました。目標はもちろん数値目標に向かってということではありますが、大きな時代の流れの中で、どういうふうによく対応していけばいいのかというところで、何十年もやっても変わらないような問題もあれば、もっと早く動かないと社会自体がもっていかないというところもたくさんあります。そういうことも含めて素案を精査していただきたいと思います。

それでは、本日の案件は以上ですので、司会を事務局に戻します。どうもありがとうございました。

(事務局)

長時間にわたる熱心なご審議、また多くの貴重なご意見をありがとうございました。本日は限られた時間でしたので、各委員の皆様におかれましては、この場で述べていただくことができなかつたご意見等がありましたら、11月7日(火)までに、事務局までメール若しくはファクス等でご連絡をお願いします。なお、本日ご審議いただきました会議録につきましては、事務局で取りまとめ、委員の皆様方全員にお送りさせていただきますのでご確認のほどよろしくお願いたします。この会議録につきましてもインターネットで公開予定をしております。

それでは、「第2回男女共同参画審議会」はこれで閉会といたします。

午前12時01分閉会